

第1 申請等の処理

1 申請の方法

製造所等の設置、又は変更の許可、完成検査等の申請は、次によるものとする。

(1) 製造所・一般取扱所

ア 製造所及び一般取扱所は、棟ごと（建築物の一部に製造所又は一般取扱所があるものについては、当該区分ごと。）又は一工程のプラントごとに、当該製造所又は一般取扱所に付属する20号タンク、配管その他の機器等（以下「附属設備等」という。）を含めて申請させること。また、一の建築物内に複数の一般取扱所を設ける場合は、それぞれ別の一般取扱所として申請させること。

イ 貯蔵量10,000リットル以上の動植物油類の屋外貯蔵タンクに付属する注入口及びこれに接続する配管、弁等（受入れ配管等）並びに払出口及びこれに接続する配管、弁等（払出し配管等）については、それぞれ別の一般取扱所として申請させること。

(2) 屋内貯蔵所

屋内貯蔵所は、一の屋内貯蔵所ごとに申請させること。なお、一の建築物内に、複数の屋内貯蔵所を設ける場合は、それぞれ別の屋内貯蔵所として申請させること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所は、タンク1基ごと（同一防油堤内に2以上ある場合も同様）申請させること。ただし、次に掲げる附属設備等が他の屋外タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、次により決められた1基の屋外タンク貯蔵所（以下「代表タンク」という。）の附属設備として申請させること。

ア 防油堤は、当該防油堤内にある最大容量タンク（最大容量タンクが2以上ある場合は、その中の引火点の低いタンク）を代表タンクとする。ただし、変更する場合においては次により申請させること。

(ア) 防油堤の容量及び構造が変わる場合は、代表タンク

(イ) 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わる場合は、代表タンク及び当該配管が付属するタンク

(ウ) 配管が防油堤を貫通する場合等で、防油堤の容量が変わらない場合は、当該配管が付属するタンク

イ 注入口及びポンプ設備の代表タンクは、次の順位による。

(ア) 貯蔵する引火点が低いタンク

(イ) 容量が大きいタンク

(ウ) 距離が近いタンク

ウ 水幕設備の代表タンクは、加圧送水装置のポンプの全揚程が最大となる屋外タンク貯蔵所

エ 消火設備の代表タンクは、総液量が最大となる屋外タンク貯蔵所

オ 配管は、当該配管がかかわる任意のタンクとすること。

(4) 屋内タンク貯蔵所

ア 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごとに申請させること。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とすること。

イ 附属設備等が他の屋内タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、(3)屋外タンク貯蔵所の例によること。

(5) 地下タンク貯蔵所

地下タンク貯蔵所は次によること。

ア 地下タンク1基ごとに申請させること。ただし、同一の場所で地下貯蔵タンクを2基以上隣接して設ける場合は、一の地下タンク貯蔵所とすることができる。

イ 附属設備等が他の地下タンク貯蔵所と共有する場合の当該附属設備等の申請は、(3)屋外タンク貯蔵所の例によること。

(6) 簡易タンク貯蔵所

簡易タンク貯蔵所は、原則として簡易タンク貯蔵所1基ごとに申請させること。ただし、簡易タンク貯蔵所を隣接して3基まで設置する場合は、一の簡易タンク貯蔵所とすることができる。

(7) 移動タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所は、1車両ごとに申請させること。ただし、積載式移動タンク貯蔵所にあつては、交換タンクを含め一括申請させること。

(8) 屋外貯蔵所

屋外貯蔵所は、一の屋外貯蔵所ごとに申請させること。

(9) 給油取扱所

ア 給油取扱所は、一の給油取扱所ごとに申請させること。なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。

イ 車両用給油取扱所と船舶用給油取扱所を兼用する場合等には、一の給油取扱所として申請することができる。

(10) 販売取扱所

販売取扱所は、一の販売取扱所ごとに申請させること。

(11) 移送取扱所

移送取扱所は、一の移送取扱所ごとに申請させること。

2 申請に係る施設の区分

配管で接続される規制の範囲は、資料編第1－1「配管及び配管に接続される設備の範囲例」によること。

3 製造所等の設置又は変更の申請区分

製造所等の設置又は変更許可申請は、次の区分によること。

- (1) 設置許可申請の対象となるもの
 - ア 製造所等を設置しようとするとき。
 - イ 製造所等に移転しようとするとき。（移動タンク貯蔵所を除く。）
 - ウ 製造所等の区分を変更するとき。
- (2) 変更許可申請の対象となるもの
 - ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするとき（第22「変更許可を要しない軽微な変更」を除く。）。
 - イ 設置又は変更の許可後、新たに審査を要する位置、構造又は設備を変更（設計変更）しようとするとき。
 - ウ 火災等により、製造所等の構造・設備の一部破損したものを復旧しようとするとき。
 - エ 移動タンク貯蔵所の常置場所（同一敷地内を除く。）を変更しようとするとき。
 - オ 移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンク又は車両を変更しようとするとき。
 - カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体を建て替える場合で、建替後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあつては、縦及び横の長さをいう。）及び高さが建替前の直径及び高さと同規模以下であるとき。（平11.6.15 消防危第58号質疑）
 - キ 危政令第19条第2項の一般取扱所から危政令第19条第1項による一般取扱所へ変更するとき、その他これらに準じる形態を変更するとき。

4 許可申請書類の記載方法

許可申請書類に共通する必要事項は、危政令及び危省令に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 許可申請書に記載する事項
 - ア 「申請書」欄に記入する申請者名は、設置者等とする。
 なお、設置者以外の者を代理人と定め申請する場合は、委任状を添付すること。
 - イ 「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」欄については、次によること。
 - (ア) 品名のほか化学名等を記入すること。
 例 第4類、第2石油類（灯油1000）20000
 - (イ) 貯蔵、取扱いの品名が多数にわたる場合は、別紙として添付すること。
 - (ウ) 製造所、一般取扱所（危政令第19条第2項の一般取扱所の専用タンクによるものを除く。）にあつては、危険物の類、品名、最大数値を算出した経過を示す説明書を添付すること。
 - ウ 「変更の内容」欄には、移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合にあつては、変更前の常置場所を次のとおり明示すること。

例（福岡市 → 久留米広域）

エ 「その他必要な事項」欄については、次によること。

（ア） 移動タンク貯蔵所の場合にあっては、「常置場所には空車で置く。」等と記入すること。

（イ） その他必要な事項を記入すること。

（2） 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）の許可申請書に添付する位置、構造及び設備の図面その他設計書に関する事項

ア 見取図又は配置図には、製造所等の周囲の建築物の構造、用途及び製造所等との相互の距離を明記し、保安距離、保有空地及び延焼のおそれのある建築物等の有無を明らかにすること。

イ 製造所又は一般取扱所においては、危険物の取扱状況を明らかにするため製造工程図（フローシート）を添付すること。

ただし、危険物の取扱いに係る工程が単純である場合はこの限りでない。

ウ タンクを有する製造所等には当該タンクの構造設備明細書をタンクごとに添付すること。

エ 危省令第4条及び第5条の規定による第1種、第2種又は第3種の消火設備の設計書には、水源又は消火薬剤タンクの位置及び容量、配管図、発泡放水器材又は放出ヘッドの図面、加圧及び起動装置の図面、タンクに対する固定装置及び消火薬剤の使用量等を明記すること。

オ 危省令第4条及び第5条の規定による火災報知設備の設計書には、火災報知器の設置箇所、配線図、受信盤の設置箇所等を明記すること。

カ 前記エ、オの添付図書等について、許可申請書に添付した場合に限り、着工届出書に添付しないことができる。（平5.10.26 消防危第81号通知）

キ 電気設備については、電気機器の配置図、構造図、配線図を添付すること。

ク 設置許可申請時において、危険物配管により他の危険物施設若しくは少量危険物施設と連結される場合は、系統図等に施設区分を明記させること。

ケ 変更許可申請の場合は、変更に係る部分を見易いように色別すること。

なお、変更許可の申請内容が複雑な場合は、変更前及び変更後の図面を添付すること。

コ 給油取扱所においては、前記によるほか、次によること。

（ア） 固定給油設備等の周囲に保有する間口10m以上奥行6m以上の給油空地及び注油に必要な注油空地を配置図に図示すること。

（イ） 給油取扱所に事務所等の建築物を設置する場合は、当該建築物の平面図、立面図、断面図、矩計図、展開図、建具表等を添付すること。

（ウ） 全面改造工事の場合で、工事を数回に分け変更申請する場合は、第1期工事の変更申請書に、最終完成図を添付すること。

(3) 移動タンク貯蔵所の許可申請書に添付する書類等

ア 添付書類は、平成9年3月26日付け消防危第33号通知によるほか、次のとおりとする。

(イ) 常置場所の位置を示す図面

なお、常置場所にあつては、見やすい箇所に移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した標識等を掲げるように指導すること。

(ロ) 屋内に常置場所を設置するものにあつては、平面図及び構造図

(ハ) 変更許可申請時には、変更前の許可書類の写し（申請書正、副本に許可書、完成検査済証及びタンク検査済証の写しを添付）

(ニ) 安全装置（通気）のテスト結果証明書

(ホ) 常置場所が変更されたものにあつては、その都度の許可書類の写し

イ 最大重量

最大重量（各貯蔵方法のうち最も大なる重量のことで、最大数値に比重を乗じて算出する。）が自動車検査証記載の最大積載量をこえないこと。

貯蔵物の比重は、次によること。

貯 蔵 物	比 重	貯 蔵 物	比 重
ガソリン	0.75	重 油	0.93
灯 油	0.80	潤 滑 油	0.95
軽 油	0.85		

ただし、危険物の性状が確認できるものにあつては、この限りではない。

ウ バキューム方式の場合は、前記のほか次によること。

(イ) 設置許可申請書の貯蔵所の区分欄には、「移動タンク貯蔵所（バキューム方式）」と記入すること。

(ロ) 回収、排出の作業は、可燃性蒸気の滞留しない場所で行う旨を、その他必要な事項欄に記入すること。

(ハ) 減圧機能検査は、制作事業所の検査証明を完成検査申請書に添付すること。

(ニ) 配管は、制作事業所において最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で検査した報告書を完成検査申請書に添付すること。

5 手数料の徴収

手数料の徴収は、次によること。

(1) 「水張検査」又は「水圧検査」金額欄中のタンク容量は、危政令第5条第2項に定める容量であるので、危省令第2条及び第3条に定める計算方法により容量計算をすること。

(2) 設置許可後、完成検査を受ける前に変更する場合の変更許可手数料は、設置許可手

数料額の1/2の額とする。ただし、変更許可申請の場合、指定数量の倍数に増減があるときは、増減後の倍数に対応する設置許可手数料額の1/2の額とする。

- (3) 設置許可後の完成検査前に、当該設置許可施設において変更許可を受け、設置及び変更の完成を同時に行う場合の完成検査申請の手数料は、設置完成の手数料を徴収すること。
- (4) 既設の変更許可後の完成検査前に、当該変更許可施設において別の変更許可を受け、これら数件の変更許可に対する完成を同時に行う場合にあっては、完成検査申請の手数料は1件分の変更完成の手数料を徴収すること。
- (5) 各種の申請に伴う既納の手数料は、還付しない。

6 申請後の取下げ

申請の取下げは、み危規則によること。（み危規則第9条関係）

7 完成検査前検査申請

完成検査前検査申請について必要な事項は、危政令及び危省令に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 申請の方法
タンク1基ごとに申請させること。
- (2) 水張検査、水圧検査
申請書には、タンクの材質、構造、寸法が記載された製作図面とタンク容量計算書を添付すること。

8 完成検査申請

完成検査申請について必要な事項は、危政令及び危省令で定めるもののほか、完成検査申請書類の記載方法は、次によるものとする。

- (1) 完成検査申請書には、タンクを有する製造所等にあつては、タンク検査済証の写しを添付すること。
- (2) 完成検査前に設計変更等で変更許可を受けた製造所等の完成検査は、1件（同時完成検査）として取扱い、当該同時完成に係るすべての許可年月日・番号を申請書の「設置、又は変更許可年月日・番号」の欄に記入する等申請の経過がわかるようよう指導すること。

9 許可書等再交付申請

許可書等の再交付申請について必要な事項は、危政令、危省令及びみ危規則で定めるもののほか、許可書等を忘失、滅失、汚損及び破損した理由を、明確に記入するように指導すること。

10 品名、数量又は指定数量の倍数変更届

- (1) 品名、数量又は倍数を変更することにより、位置（保安距離、保有空地等）・構造又は設備の変更を伴わない場合は、届出することができる。
- (2) 添付図面等は次によること。
 - ア 種類、数量又は倍数の変更をしようとする製造所等の敷地内配置図（タンク等位置図）を添付すること。
 - イ 移動タンク貯蔵所の場合にあつては、積載するすべての品名、数量及び比重を記載した一覧表を添付すること。
 - ウ 変更する品名が性状等不明な場合は、判明できる資料を必要に応じ、添付すること。
 - エ 変更するにあたり、危険作業を伴う場合にあつては、作業内容及び安全対策の内容が判る必要な図面等を添付すること。

11 譲渡又は引渡届

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等により所有権が移転することをいう。
なお、吸収合併の場合、吸収される会社は譲渡となる。
- (2) 商号（社名）又は代表者の変更は、名称等の変更であつて、譲渡又は引渡ではない。
- (3) 届出書には、譲渡又は引渡の登記の写し若しくは、当事者の連名による証明書を添付すること。
- (4) 移動タンク貯蔵所譲渡届の特例
許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が、譲渡又は引渡を受ける者に対し変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し、常置場所の変更申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができるものである。

12 廃止届

廃止届は、製造所等としての機能がなくなった状態の場合又は他の製造所等へ変更する場合に、提出させること。

13 移動タンク貯蔵所の常置場所

賃貸駐車場を移動タンク貯蔵所の常置場所として許可する場合は、当該移動タンク貯蔵所の最大数量及び周囲の状況等を考慮し、次の事項について適合していなければならぬものであること。

- (1) 防火上安全な場所等に関する事項
 - ア 付近での火災等災害が発生した場合に、所有者等による当該移動タンク貯蔵所

が速やかに移動措置できること。

イ 常置場所には当該移動タンク貯蔵所が収納できるとともに、白線等により当該範囲を区画するように指導すること。

(2) 移動タンク貯蔵所周囲の空地の確保に関する事項

常置場所では、移動貯蔵タンクに危険物を貯蔵したままで駐車しないことを前提とし空地の規定がないことから、移送開始前の点検及び法第14条の3の2に掲げる定期点検（製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について「平成3年5月28日消防危第48号」別記6移動タンク貯蔵所点検表）のうち目視等の点検ができる空地（0.5m以上）が確保されていること。

14 地下貯蔵タンク等の撤去作業等に係る安全措置

(1) 撤去に伴う事前相談時の指導

地下貯蔵タンク等の廃止に伴う撤去作業に伴う安全対策については、本指針第2仮使用の承認条件に掲げる事項のうち、必要と認める事項に適合するとともに、下記の事項について計画、作成するよう指導すること。

ア 解体、撤去の具体的方法

イ 解体撤去工事に関する安全対策

ウ 工事中の注意事項

エ 工事日程、作業手順等

オ 工事体制表

(2) 廃止タンクの危険性周知の指導

タンク内の危険物を完全に抜き取っても、タンク内のさび等に危険物が残存し、可燃性の蒸気が充満するおそれがあることを関係者に周知すること。

（平成3.7.11 消防危第78号通知）

（平成11.9.28 消予第638号通知、平成15.3.26 消予第1392号通知、平成15.6.16 消予第321号通知）

15 標準処理期間

申請に基づき許認可を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、当該申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定しないが、標準処理期間については、本編第26「標準処理期間の設定」によること。